

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 24(オ)310	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	所有権移転登記手続請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 26 年 2 月 6 日	原審裁判年月日	昭和 24 年 10 月 11 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 5 卷 3 号 36 頁		

判示事項	債務者の履行遅滞中に事情が変更した場合と事情変更の原則の適用
裁判要旨	売主の履行遅滞中に売買の目的物の価格が著しく騰貴しても、売主は、事情変更を理由として契約を解除することはできない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告人代理人兩名の各上告理由は、いずれも末尾添附別紙記載のとおりであり、これに対する当裁判所の判断は下記の如くである。 原審挙示の証拠によれば原審のした様な認定をすることが出来るし、其の事実を基礎として原審が上告人の事情変更の抗弁を排斥した法律上の判断は相当である。論旨は原審が適法に為した事実の認定を非難し或は原審の認定しない事実を基礎とし、又は独自の見解に基いて原審の右判断を攻撃するもので採用に値しない。 よつて、上告を理由なしとし、民訴第四〇一条、第九五条、第八九条に従つて主文の如く判決する。 右は裁判官全員一致の意見である。 (裁判長裁判官 長谷川太郎 裁判官 井上登 裁判官 島保 裁判官 河村又介)

※参考：判例タイムズ 10 号 51 頁